

公立学校施設の整備（令和5年度制度改正）

体育館への新たな空調設置の補助率引上げについて

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震の発生も切迫していること等に鑑み、政府全体として防災・減災、国土強靱化に関する取組が強化されている。

そのような状況の中、学校の体育館は子供たちの学習・生活の場であることはもちろんのこと、災害時には避難所としての活用が特に期待されている。一方で学校の体育館への空調設備の導入は十分に進んでいない状況である。このため、国土強靱化の観点からも重要な取組である学校の体育館への空調設備の導入を推進するため、新設の場合に限り、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間において、空調設置について補助率の引上げ（1/3→1/2）を行う。

制度改正の概要

<対象事業>

- ・**大規模改造（空調）**：現行 1 / 3 ⇒ **引上げ後 1 / 2**

<対象施設>

学校の体育館

<補助要件>

- ・**新設**であること。
- ・断熱性が確保されていること。（断熱性の無い建物で併せて断熱性確保のための工事を実施するものを含む。）

<引上げ期間>

令和7年度まで（「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間）

大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業
（学校施設環境改善交付金）

1. 趣旨

児童・生徒及び教職員等が使用する全ての部屋（理科室等の特別教室や屋内運動場、学校給食施設を含む）を対象とし、その空調（冷暖房設備）の設置に要する経費の一部に国庫補助を行う。

2. 算定割合

1/3※

（財政力指数1.00超の地方公共団体 2/7）

※屋内運動場に空調を新設する場合は算定割合1/2（令和7年度まで）

対象工事費 下限額 400万円

上限額 7,000万円

（標準あり）

3. 対象校

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園

4. 工事内容

空調（冷暖房設備）の設置（工事を伴う新設・更新）に要する経費及びその関連工事。

※ただし、資産が形成されないリース契約による空調設置は対象外

※屋内運動場への空調設置については、当該建物に断熱性があることを要件とする。なお、断熱性の無い屋内運動場について、空調設置と併せて断熱性確保のための工事を実施する場合の経費についても補助対象とする

空調設備の導入に活用できる公立学校の施設整備事業

参考資料

学校施設環境改善交付金 大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業

1. 趣 旨

児童・生徒及び教職員等が使用する全ての部屋（理科室等の特別教室や屋内運動場、学校給食施設を含む）を対象とし、その空調（冷暖房設備）の設置に要する経費の一部に国庫補助を行う。

2. 算定割合

1/3※（財政力指数1.00超の地方公共団体 2/7）

※屋内運動場に空調を新設する場合は算定割合1/2（令和7年度まで）

対象工事費 下限額400万円～上限額7,000万円

3. 対象校

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園

4. 工事内容

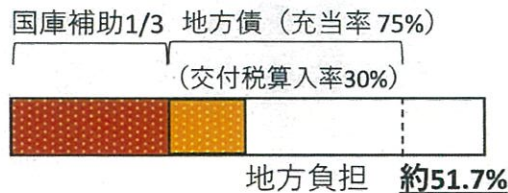
空調（冷暖房設備）の設置（工事を伴う新設・更新）に要する経費及びその関連工事

※ただし、資産が形成されないリース契約による空調設置は対象外

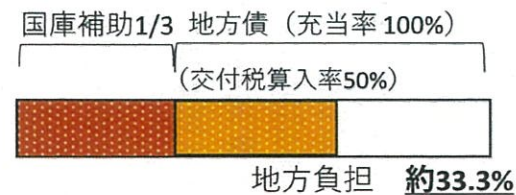
※屋内運動場への空調設置については、当該建物に断熱性があることを要件とする。

なお、断熱性の無い屋内運動場について、空調設置と併せて断熱性確保のための工事を実施する場合の経費についても補助対象とする。

実質的な地方負担



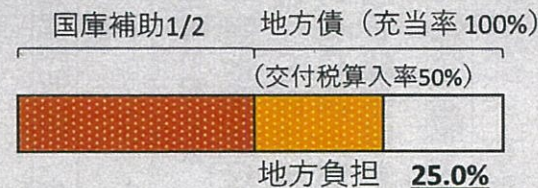
※防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業の場合



【断熱性のある屋内運動場に空調設備を新設する場合】



※防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業の場合

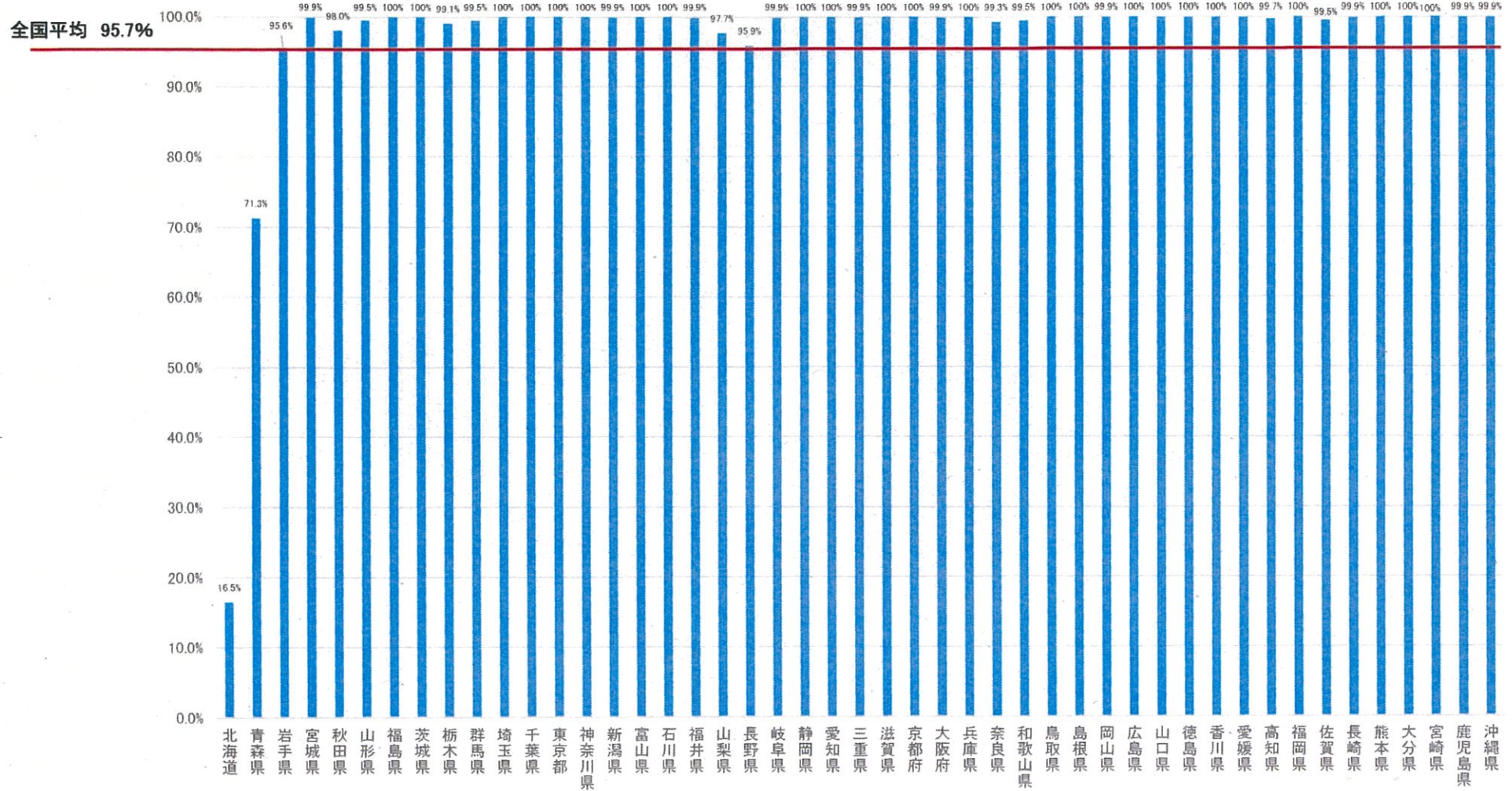


※大規模工事と併せて空調設備を導入する場合

新增築（公立学校施設整備費負担金）： 補助率1/2 地方債充当率90% 交付税算入率 66.7%（地方負担20.0%）
 改築・長寿命化改修（学校施設環境改善交付金）： 補助率1/3 地方債充当率90% 交付税算入率 66.7%（地方負担26.7%）

空調(冷房)設備設置状況(小中学校・普通教室)

令和4年9月1日時点



空調(冷房)設備設置状況(小中学校・普通教室)

